

令和2年度 中小企業等に対する省エネルギー診断事業費補助金
省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業 <<よくある質問と回答>>

No	区分	質問	回答
1	01_事業要件	体制に含まれる自治体の役割は何ですか。	下記の役割を想定しています。 ・地域の中小企業に対して本事業の活用を促してもらう。 具体的には、PFが主催するセミナーへの共催や自治体のwebサイトを用いた普及啓発活動等 ・自治体の補助金等の施策への本事業の連携 ・中小企業を対象とした施策の情報提供等
2	01_事業要件	自治体、(一財)省エネルギーセンター、他の支援機関、SIIが運営するWebページ等を經由した中小企業等からの相談等については、どのように対応すればよいですか。	相談等があった場合は、補助事業者から中小企業等へ、必ず電話・メールにてご連絡をして下さい。
3	02_補助事業者要件	営利団体(株式会社等)でも、申請することは可能ですか。	可能です。
4	02_補助事業者要件	個人または個人事業主でも、申請することは可能ですか。	個人・個人事業主の方は対象外となります。
5	02_補助事業者要件	法人格を有しない団体でも、申請することは可能ですか。	原則不可です。ただし、法人設立準備中である等の事情がある場合は、SIIIに個別にお問い合わせください。
6	03_外部専門家要件	途中で外部専門家を追加することは可能ですか。	可能です。ただし、追加する場合は、事前にSIIIに変更内容をご連絡ください。(手続きの方法については補助事業者に別途ご連絡いたします。)
7	03_外部専門家要件	補助事業者(自社)の役員・職員を、自社の外部専門家として登録することは可能ですか。	登録できません。ただし、職員として登録のうえ、支援に従事することは可能です。補助事業者の職員が支援を実施する場合、外部専門家要件に記載する資格等の証明書を提出が求められます。また、その際の補助対象経費は、補助事業者が定める役員・職員の時間単価とします。(外部専門家の時間単価ではありません。)
8	03_外部専門家要件	国家資格を保有しない場合で、相応の経歴があることを証明できれば、登録することは可能ですか。	可能です。ただし、有資格者と同等の能力を有することを、業務経歴書や所属法人からの証明書等により示せる場合に限りです。(公募要領P.8外部専門家要件をご確認ください)。
9	04_中小企業等要件	医療法人、学校法人、宗教法人、協同組合等の法人は支援対象となりますか。	年間のエネルギー使用量(原油換算値)が1,500kL未満である事業所は、支援対象となります。
10	04_中小企業等要件	「年間のエネルギー使用量(原油換算値)が、1,500kL未満の事業所」とは、各法人単位又は各法人が有する事業所単位、どちらで確認すればよいですか。	法人単位ではなく、各法人が有する事業所単位で確認してください。
11	04_中小企業等要件	国や自治体が所有又は運営する施設は支援対象となりますか。	対象となります。
12	04_中小企業等要件	外部専門家が所属する組織は支援対象となりますか。	なりません。ただし、外部専門家謝金および旅費等の対象となるのは、支援先の中小企業等に所属する外部専門家以外を派遣する場合に限りです。
13	05_支援対象地域	年度途中で支援対象地域を追加することは可能ですか。	可能です。ただし、変更される場合には、事前にSIIIに変更内容をご連絡ください。(手続きの方法については補助事業者に別途ご連絡いたします。)

令和2年度 中小企業等に対する省エネルギー診断事業費補助金
省エネルギー相談地域プラットフォーム構築事業 <<よくある質問と回答>>

14	06_補助対象経費	補助対象経費の細目ごとに、上限金額はありますか。	事業費については、交付決定金額が上限額となります。 事業費の細目(省エネ支援事業費、セミナー等開催費等)については、事業費の交付決定金額内に収まるようにしてください。SIIの中間検査等にて、補助対象経費の細目ごとの費用に疑義がある場合、別途確認させていただきます。 なお、人件費についても、交付決定金額が上限額となります。 人件費と事業費の金額について、計画変更が必要な場合には、必ずSIIへ連絡し、事前に計画変更の承認を得るようにしてください。事前に承認が得られない場合、計画変更を認めることが出来ないため、ご注意ください。
15	06_補助対象経費	SIIが実施する講習会に参加する際の、補助事業者や外部専門家の旅費や人件費は補助対象となりますか。	旅費は、別途SIIより実費相当額を支給します。 人件費は補助対象となり得ます。講習会の開催の際に個別にご案内します。
16	06_補助対象経費	補助事業者の役員や職員は、支援に従事可能ですか。	可能です。ただし、専門的な支援を行う場合は、外部専門家と同様に資格等の証明書の提出が必要です。
17	06_補助対象経費	外部専門家が、中小企業等への訪問は行わずに、電話・メール・資料送付等のみで支援を行う場合、外部専門家謝金は補助対象となりますか。	補助対象経費とすることはできません。ただし、補助対象経費となりませんが、報告書等の資料をメール等で送付することは可能です。
18	06_補助対象経費	同一の中小企業等の複数の事業所へ補助事業者・外部専門家を派遣した場合、支援回数の上限は、会社ごとにカウントされますか。事業所ごとにカウントされますか。	会社ごとにカウントされ、補助事業者および外部専門家の派遣回数の上限は15人回、支援金額の上限は500千円となります。
19	06_補助対象経費	①人件費と、②事務補助員臨時雇用経費の違いは何ですか。	①人件費 当該組織で雇用される、補助事業に直接従事する者を対象とします。中小企業等との相談窓口、専門家のコーディネート、中小企業等の支援に関する業務、その他補助事業を管理運営するにあたって必要な業務全般に従事した時間に応じて補助対象経費を計上できます。 ②事務補助員臨時雇用経費 事業を実施するために必要な業務補助を行う者を対象とします。ただし、雇用契約書等において補助事業へ従事することが定められている者に限り、アルバイト等を想定しており、アルバイト等へ支払った賃金等に応じて補助対象経費を計上できます。
20	06_補助対象経費	事務補助員臨時雇用経費では、通勤手当、法定福利費等は補助対象になりますか。	原則対象となりません。時間単価×従事時間によって計算される範囲で補助対象となります。ただし、間接雇用において、人件費単価に含まれる法定福利費等は対象となります。
21	06_補助対象経費	中小企業等の事業所へ車で訪問する場合、ガソリン代等は補助対象になりますか。	車の使用および費用の計上方法が、補助事業者の既存の内規に定められている場合に限り、補助対象となります。
22	06_補助対象経費	省エネルギーの診断等に必要機器(計測機器等)の購入費や、補助事業者が使用するPC・プリンタの購入費は、その他諸経費として補助対象となりますか。	購入する場合は補助対象となりません。補助事業者が賃貸・リース契約等をする場合は、用途と使用期間を補助事業専用に限定し、補助事業者の管理下で使用する場合に限り補助対象となります。
23	06_補助対象経費	補助事業の広報費用は補助対象になりますか。	支援対象地域の中小企業等に対して本事業に関する情報発信を行うものは認められます。なお、事前に広報の内容については、SIIIに確認を求めてください。詳細は、事務処理マニュアルにて明記をします。 <認められる例> 媒体例)配架チラシ、DM、地方紙広告等、広報地域を限定できるもの。 内容例)相談窓口開設の周知、自治体と連携したセミナー開催の周知等。
24	06_補助対象経費	補助事業に使用する電話代やインターネット利用料は補助対象になりますか。	なりません。
25	06_補助対象経費	固定費・変動費の区分とは何ですか。	固定費は、支援の回数等に依らず事業運営に必要な経費となります。 変動費は、支援の回数等に応じて増減する経費となります。 (例)固定費:管理運営業務・資料作成等(人件費)、セミナー等開催費など 変動費:外部専門家の謝金(省エネ支援事業費)など
26	99_その他	補助事業で支援をする中小企業等に対して、自主事業による提案を行うことは認められますか。	認められますが、補助事業での支援と自主事業の支援は明確に切り分け、訪問前に中小企業等にいずれの支援であるかを通知のうえ実施してください。一回の支援の中で、補助事業と自主事業の内容が混在する場合は、当該支援は補助対象外となります。
27	99_その他	交付決定時の事業内容(計画)から乖離する場合、どのような対応が必要ですか。	交付決定時の事業内容(計画)から明らかに乖離が見込まれる場合、SIIから交付決定した補助金額の増額または減額を指示することがあります。 交付申請においては、適切な事業内容(計画)で申請してください。